

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営・紛争処理等に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.54

2017年11月17日

「H&H中国最新法令情報」(No. 54)をお送りします。本号の《主要法令》では、2017年7月1日から8月31日までに発布又は施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、中外合弁企業の出資持分を第三者に譲渡する場合の他の合弁当事者の権利について説明しています。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(7～8月)	2
【行政法規】	2
「建設プロジェクト環境保護管理条例」の改正に関する決定	2
外資増加促進の若干措置に関する通知	2
無証無許可経営調査処分弁法	3
【部門規章】	3
外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法（2017年改正）	3
「企業名称使用禁止・制限規則」、「企業名称同一・類似対比規則」の配布に関する通知	4
【司法解釈】	4
「中国人民共和国会社法」の適用における若干問題に関する規定（四）	4
■ 中国法務「基本のき」	5

主要法令(7~8月)

【行政法規】

- 关于修改《建设项目环境保护管理条例》的决定

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国务院令 第 682 号

[发布日期] 2017 年 8 月 1 日

[施行日期] 2017 年 10 月 1 日

[概要]

随着《环境保护法》等的修改，本决定对 1998 年发布的《建设项目环境保护管理条例》进行了修改。

主要修改点为①简化建设项目环境保护审批事项及程序（环境影响登记表由审批制变更为备案制等）、②加强建设项目事中及事后监管、③禁止进行建设项目环境评估的技术机构向企业征收相关费用，减轻企业负担。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/01/content_5215255.htm

- 关于促进外资增长若干措施的通知

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国发[2017]39 号

[发布日期] 2017 年 8 月 16 日

[施行日期]

[概要]

中国政府为了维持外资引进规模的稳定，寻求外资结构的优化，发布本“通知”，拟通过下述 5 个方面的措施促进外资的增加。①进一步减少外资准入限制，②制定财税支持政策、③完善国家级开发区综合投资环境、④便利人才出入境、⑤优化营商环境。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/16/content_5218057.htm

- 「建設プロジェクト環境保護管理条例」の改正に関する決定

[発布部門] 国务院

[発布番号] 国务院令 第 682 号

[発布期日] 2017 年 8 月 1 日

[施行期日] 2017 年 10 月 1 日

[概要]

本決定は、「環境保護法」等の改正に伴い、1998 年に公布された「建設プロジェクト環境保護管理条例」を改正したものである。

主な改正点は、次のとおりである。①建設プロジェクト環境保護審査認可事項及び手続を簡素化したこと（環境影響登記表を審査認可制から届出制に変更したこと等）、②建設プロジェクト建設中及び竣工後の監督管理を強化したこと、③建設プロジェクトの環境評価を行う技術機関が企業から関係費用を徴収することを禁止し、企業負担を軽減したこと。

- 外資増加促進の若干措置に関する通知

[発布部門] 国务院

[発布番号] 国発[2017]39 号

[発布期日] 2017 年 8 月 16 日

[施行期日]

[概要]

中国政府は、外資導入規模の安定を維持し、外資構造の最適化を求めるために本「通知」を發布し、次の 5 つの措置を通じて、外資の増加を促進しようとしている。①外資参入の制限を更に減らす、②財税支持政策を制定する、③国家級開発区の総合的投資環境を整備する、④人材の出入国に便宜を提供する、⑤商事経営環境を最適化する。

■ 无证无照经营查处办法

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国务院令 第 684 号

[发布日期] 2017 年 8 月 23 日

[施行日期] 2018 年 10 月 1 日

[概要]

本办法取代于 2003 年发布的《无照经营查处取缔办法》。

主要修改点如下：

- ① 限定无证无照经营的取缔范围
- ② 调整工商部门和许可部门的市场监督管理职责。

[法令原文] http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/8/23/art_12_206046.html

■ 無証無許可經營調查處分弁法

[発布部門] 國務院

[発布番号] 國務院令 第 684 号

[発布期日] 2017 年 8 月 23 日

[施行期日] 2017 年 10 月 1 日

[概要]

本弁法は、2003 年に公布された「無許可經營調查處分・取締弁法」に取って代わるものである。

主な改正点は、次のとおりである。

- ① 無証無許可經營の取締範圍を限定したこと
- ② 工商部門と許可部門の市場監督管理職責を調整したこと。

【部門規章】

■ 外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法 (2017 年修订)

[发布部门] 商务部

[发布文号] 商务部令 2017 年第 2 号

[发布日期] 2017 年 7 月 30 日

[施行日期] 2017 年 7 月 30 日

[概要]

本办法的修改是为了促进外商投资管理体制的改革。

主要修改点如下：

- ① 由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于备案范围的，应按照本办法办理设立备案手续
- ② 外国投资者战略投资非外商投资的上市公司，或者外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理备案手续
- ③ 在设立及变更备案的申请文件中追加了外商投资企业最终实际控制人股权结构图等。

为了妥善进行本办法修改后的过渡工作，同日发布了《关于外商投资企业设立及变更备案管理有关事项的公告》。

■ 外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法 (2017 年改正)

[発布部門] 商務部

[発布番号] 商務部令 2017 年第 2 号

[発布期日] 2017 年 7 月 30 日

[施行期日] 2017 年 7 月 30 日

[概要]

本弁法の改正は、外商投資管理体制の改革を推進するために行われたものである。

主な改正点は、次のとおりである。

- ① 合併、買収等の方式による非外商投資企業の外商投資企業への変更が届出範圍に該当する場合は、本弁法に従い設立届出手続を行わなければならないとしたこと
- ② 外国投資者による非外商投資上場企業への戦略投資、又は外商投資上場会社による新たな外国投資者の戦略投資の受け入れが届出範圍に該当する場合は、証券登記決済機構に登録する前又は登記した後 30 日以内に届出手続を行わなければならないとしたこと
- ③ 設立・変更届出の申請書類に外商投資企業の最終實際支配者持分構造図等を追加したこと。

本弁法改正後の移行作業を適切に行うため、同日、「外商投資企業設立及び変更届出管理關係事項に関する公告」が公布されている。

[法令原文] <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201707/20170702617582.shtml>

■ 关于印发《企业名称禁限用规则》《企业名称相同相近比对规则》的通知

[发布部门] 国家工商行政管理总局

[发布文号] 工商企注字[2017]133号

[发布日期] 2017年7月31日

[概要]

2部规则伴随工商部门开放企业名称数据库和建立企业名称查询比对系统而制定。

根据现行的《企业名称登记管理规定》和《企业名称登记管理实施办法》，明确了禁限用的企业名称，以及相同或相近企业名称的比对基准。

[法令原文] http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201708/t20170804_268149.html

■ 「企業名称使用禁止・制限規則」、「企業名称同一・類似対比規則」の配布に関する通知

[発布部門] 国家工商行政管理総局

[発布番号] 工商企注字 [2017] 133 号

[発布期日] 2017年7月31日

[概要]

表題が言及する二つの規則は、工商部門の企業名称データベースの開放と企業名称検索比較システムの構築に伴い制定されたものである。

現行の「企業名称登記管理規定」と「企業名称登記管理実施弁法」に基づき使用が禁止及び制限される企業名称を明確にし、同一又は類似の企業名称の対比基準を明確にした。

【司法解釈】

■ 适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定(四)

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2017]16号

[发布日期] 2017年8月25日

[施行日期] 2017年9月1日

[概要]

本解释对《公司法》第22条规定的决议效力、《公司法》第33条及第97条规定的股东知情权的行使、股东的利润分配请求权、《公司法》第71条规定的优先购买权、《公司法》第151条规定的股东代表诉讼作出详细规定。

关于优先购买权的具体内容，请参见下述“基本のき”。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-57402.html>

■ 「中国人民共和国会社法」の適用における若干問題に関する規定(四)

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法释[2017]16号

[発布期日] 2017年8月25日

[施行期日] 2017年9月1日

[概要]

本解釈は、「会社法」第22条に定める決議の効力、「会社法」第33条及び第97条に定める株主の知る権利の行使、株主の利益配当請求権、「会社法」第71条に定める優先購入権、「会社法」第151条に定める株主代表訴訟について詳細に規定したものである。

優先購入権の具体的内容については、下記「基本のき」をご覧ください。

【劉楠、臧晶】

中国法務「基本のき」

中外合弁企業出資持分の第三者への譲渡

【ご質問】当社は、中国現地法人（中外合弁企業）の出資持分を第三者に譲渡する予定です。譲渡先はすでに決まっていますが、他の合弁当事者との間でどのように手続を進めればよいでしょうか。

中国の「会社法」によると、有限責任会社の出資持分を株主（出資者）以外の第三者に譲渡する場合は、他の株主の過半数の同意を得なければなりません（「会社法」第71条第2項）。他の株主の同意を得て出資持分を第三者に譲渡する場合も、他の株主は譲渡される出資持分を優先的に購入する権利を有します（「会社法」第71条第2項、第3項）。

ご質問の中国現地法人は中外合弁企業であり、「会社法」上の「有限責任会社」に該当しますから、上記の規定は、中外合弁企業の出資持分の譲渡にも適用されます（「会社法」第217条）。したがって、ご質問の場合、他の合弁当事者が出資持分の購入を希望する場合、貴社はこれを拒否することはできません。

■ 他の株主の同意権

「会社法」の規定によると、有限責任会社の出資持分を株主以外の第三者に譲渡する場合は、上述のとおり、他の株主の過半数の同意が必要となります。しかし、中外合弁企業については、「中外合弁経営企業法」が制定されており、同法が特別法として「会社法」に優先して適用されます。

「中外合弁経営企業法」には、「中外合弁当事者の登録資本（出資持分）を譲渡する場合は、各合弁当事者の同意を得なければならない」という規定がありますから、ご質問の場合は、この規定に従って、他の株主の全員の同意を得なければなりません（「中外合弁経営企業法」第4条第4項）。

他の株主の同意は、持分譲渡を実施する前に、株主以外の第三者に出資持分を譲渡することを書面の通知により求めることが要求されています（「会社法」第71条第2項）。ただ、最高人民法院が本年8月25日に公布し、9月1日から施行した「『会社法』の適用における若干問題に関する規定（四）」（以下「会社法司法解釈（四）」という）は「書面またはその他受領確認ができる合理的な方法により、同意を求めなければならない」と規定していますので、電子メール等の方法により持分譲渡の通知をすることも可能と考えられます（「会社法司法解釈（四）」第17条第1項前段）。

持分譲渡に同意しない他の株主からは、30日以内に不同意の通知がなされます。出資持分を譲渡しようとする株主が持分譲渡の通知をしたにもかかわらず、これを受領した他の株主が通知受領日から30日以内に回答しない場合、当該他の株主は、第三者への出資持分の譲渡に同意したものとみなされることになっているからです（「会社法」第71条第2項）。

持分譲渡に同意しない株主が半数以上に達したために、出資持分を譲渡しようとする株主が第三者に譲渡できない場合、同意しない株主は当該出資持分を購入しなければなりません。持分譲渡に同意しない株主がこれを購入しない場合、出資持分の譲渡に同意したものとみなされることになっています（「会社法」第71条第2項、「会社法司法解釈（四）」第17条第1項後段）。

■ 持分の優先購入権

他の株主の同意を得て出資持分が株主以外の第三者に譲渡されることとなった場合も、他の株主は、持分譲渡に同意したと否とにかかわらず、当該出資持分を当該第三者に対する条件と「同等の条件」で優先的に購入する権利を有します（「会社法」第71条第3項）。

したがって、出資持分を譲渡しようとする株主は、第三者に対する持分譲渡の条件を書面またはその他受領確認ができる合理的な方法により他の株主に通知しなければなりません。そして、他の株主が「同等の条件」で購入することを表明した場合には、他の株主に優先的に譲渡しなければなりません（「会社法司法解釈（四）」第17条第2項、第3項）。

複数の他の株主が購入を希望した場合は、協議により購入比率が決定されることになっています。協議が整わない場合は、当該複数の株主の出資比率により購入比率が決定されます（「会社法」第71条第3項）。

他の株主から提示された購入条件が第三者に対する条件と「同等の条件」であるか否かは、他の株主が購入を希望する出資持分の数量、価格、支払方法及び期限等の要素を考慮した上で決定されることとなります（「会社法司法解釈（四）」第18条）。

優先購入権の行使期間については明確な規定がありませんので、定款に定めがあれば、定款が規定する行使期間によることとなります。定款に定めがない場合又は定款の規定が不明確な場合は、出資持分を譲渡しようとする株主が、他の株主に対する通知で行使期間を定めることができます。ただし、通知による行使期間は30日より短くすることはできません。起算日は、通知が他の株主に到達した日と解されています（「会社法司法解釈（四）」第19条）。

■ 定款の規定

中外合弁企業の出資持分の譲渡に関する他の株主の同意権、優先購入権に関する「会社法」等の法令の規定の要点は以上のとおりですが、会社の定款に別段の規定がある場合は、定款の規定が優先的に適用されることになっています。したがって、定款に上記と異なる

規定がある場合は、法令により定款の規定により変更できないことが明記されている場合を除き、定款の規定が優先することになりますので、留意する必要があります。

【劉楠、臧晶】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。